



日豪社会保障協定の発効



社団法人日本貿易会 なかむら しほ
総務グループマネージャー **中村 志保**

1. 協定締結に向けた当会の取り組み

日豪社会保障協定は、2007年2月に正式署名され、両国の立法府での承認手続きを経て2009年1月1日に発効した。

当会は、人事委員会を中心に、1999年9月に「諸外国との年金（社会保障）協定の早期締結」を外務・厚生両大臣に要望して以来、関係省庁・団体とも連携しながら、各国との社会保障協定の締結実現に向けて積極的な活動を展開してきたところである。

日豪協定が発効したことで、わが国8番目の二国間社会保障協定が実現し、日本と豪州の社会保障制度の二重加入が解消されることになった。

協定発効による年金保険料の負担軽減効果は、豪州の邦人駐在員（豪州における在留邦人・民間企業関係者（本人）3,000人強、うち二重負担者数は約1,000人、2007年10月）を中心に年間約9億円と試算されている。

同協定の発効に先立ち、12月18日、当会は日本在外企業協会と共催にて、日豪社会保障協定に関する説明会を開催した。

社会保険庁運営部企画課国際事業室 村上達雄国際年金通算調整専門官および鈴木一之国際事業係長より、「日豪社会保障協定の仕組みと手続き」および、3月1日に発効が予定されている「日蘭（オランダ）社会保障協定の概要」について説明を受けた。両団体会員企業より約60名が出席し、講師の説明に熱心に耳を傾け、質疑応答も活発に行われた。当会における社会保障協定の説明会は今回で7回目となる。



2. 協定の内容

わが国と豪州の双方の海外駐在員は、自国と駐在国の年金制度等の両方に加入し、保険料を負担しなければならないため、二重負担の問題が生じていた。また、相手国の年金制度の加入期間が短いために、年金の受給に必要な期間を満たさず、保険料の掛け捨ての問題もあった。その社会保険料は全額を企業が支払っているため、企業にとっては大きな負担となっていた。

(1) 二重加入の解消

日豪社会保障協定の締結により、日本と豪州の年金制度のうち、いずれかに加入する（原則として就労地国の年金制度）ことで、日本と豪州の年金制度の二重加入が解消される。

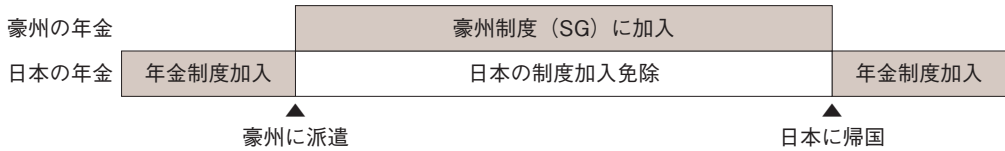
一時的に就労するために派遣される場合は、派遣された日から5年の期間が満了するまで派遣元

国の制度にのみ加入することになる。

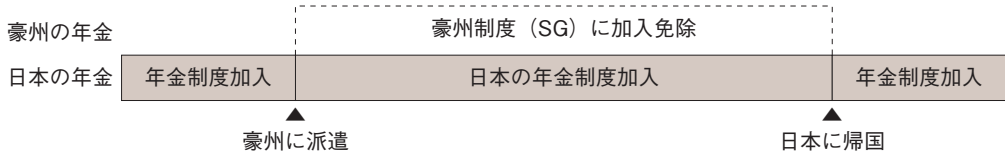
豪州の年金制度（参考資料ご参照）は税を財源とする社会保障制度（AP: Age Pension）と事業主が保険料を負担する退職保障制度（SG: Superannuation Guarantee）の2階建ての仕組みとなっているが、二重加入解消の対象となるのは、被用者のみを対象としたSGである。

（二重加入の解消イメージ）

- 日本または豪州の年金制度のいずれかに加入する。
 <原則：就労している国の制度のみに加入>



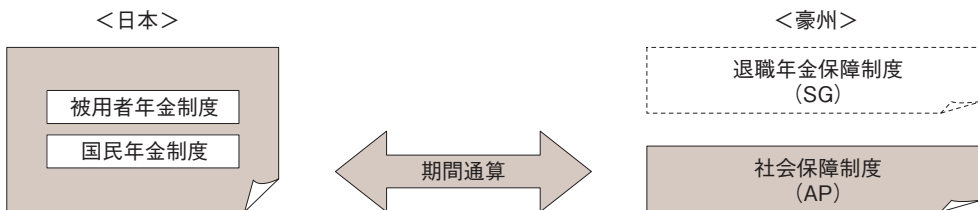
<特別規定：一時的に就労するために派遣される場合は、派遣された日から5年の派遣期間が満了するまで派遣元国の制度にのみ加入>



(2) 加入期間の通算

通算を行う制度は、APである。また、通算を行う給付は、老齢給付のみとなる。

（保険期間の通算イメージ）



※通算を行った場合でも、それぞれの制度から年金が支給される。

<例：期間通算の事例① >

日本の年金加入期間 22年	豪州国内の期間 4年	
	就労居住期間 3年	居住期間 1年

【協定発効前】 日本年金 → 不支給
 (25年に満たないため)

豪州の老齢年金 (AP) → 不支給

【協定発効後】 日本年金 → 支給

豪州の老齢年金 (AP) → 支給

※ただし、資産・所得調査の結果に応じて支給額が決定される。

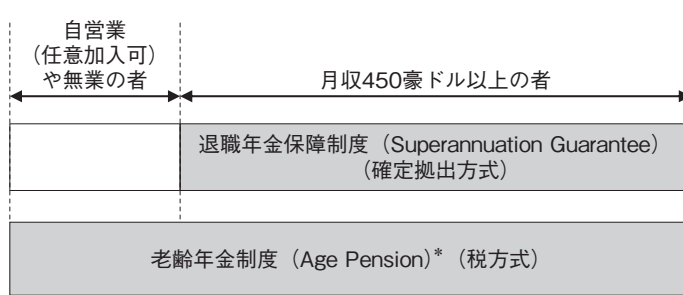
<例：期間通算の事例②（重複がある場合）>

日本の年金加入期間 22年		
(18年)	(4年)	
	(4年)	(3年)
	豪州就労居住期間 7年	
通算された年金加入期間 25年		

(注) 両国の加入期間で重複した期間はダブルカウントしない

(参考資料) 豪州の年金制度

- 豪州に住む全居住者を対象とした定額の老齢年金制度（税方式）と被用者を対象とした確定拠出型の退職年金保障制度の2階建て



* AP受給には、豪州国内での一定の居住期間（豪州市民権またはパーマネント・ビザ保有者の居住期間）により支給される。以下のいずれかを満たす必要あり

- ・豪州国内に連続して10年以上居住している
- ・豪州国内に連続して5年以上、かつ、合計で10年以上居住している

(出所) 厚生労働省資料

詳しい説明、手続き、Q&Aについては、社会保障協定に関するホームページまたは、社会保険事務所にてご確認ください。http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/

3. 今後の社会保障協定締結国

これまでの各国との社会保障協定締結状況、交渉状況は表1のとおりである。3月1日には、日蘭社会保障協定が発効される運びである。

表1 協定締結等の状況

発効済み国	ドイツ、英国、米国、韓国、ベルギー、フランス、カナダ、豪州
署名済み国(発効待ち)	オランダ、チェコ
交渉中	スペイン、イタリア
予備協議中	アイルランド、ハンガリー、スウェーデン、スイス、ルクセンブルク
交渉候補国	ブラジル、インド、フィリピン、オーストリア、EUなど

2007年6月に経済界の念願であった包括実施特例法が可決されたことによって、これまで相手国ごとに制定してきた国内特例法の国会審議が不要になっており、今後、協定締結が一層加速されることを期待したい。